

「車両の通行の制限について」の一部改正（案）

1. 背景

道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため原則として通行できないこととされています。ただし、実際の社会・経済活動においては、やむを得ず前述の規格を超える車両を通行させる必要が生じることがあります。そこで、車両の構造又は車両に積載する貨物の特殊性を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を道路管理者が付して車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられています。

この特殊車両通行許可の期間については、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）により、1年間を上限として運用していますが、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において「現行最大1年間である特殊車両の通行許可期間を最大2年間に延長できるよう全国規模で統一的に措置する。」とされたところです。

これを踏まえるとともに、平成20年10月1日より特殊車両の通行に関する指導取締りの強化を推進していることとあわせて、一層の法令遵守を図る観点から、事業者の申請に係る負担を軽減するため許可の期間を最大2年間に延長し、道路構造の保全と交通の危険防止を図ろうとするものです。

2. 改正(案)の概要

「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）記第2（4）2に規定する特殊な車両の通行の許可の期間について、包括して1件の許可として取り扱う期間を、「1年の期間」とあるのは「2年の期間」と、「1年以内の期間」とあるのは「2年以内の期間」と、「6ヶ月以内」とあるのは「1年以内」と改めます。以上の概要をまとめると下表のとおりです。

区 分	許可の期間	
	現行	改正案
① 路線を定める旅客自動車運送事業用車両（路線バス等）	1年	2年
② 路線を定めない自動車運送事業用車両及び第二種貨物利用運送事業用車両（事業許可を受けた特殊な車両） 事業許可を受けていない特殊な車両で、通行経路が一定し当該経路を反復継続して通行するもの	1年以内	2年以内
③ 寸法又は重量が一定の基準※を超える車両	6ヶ月以内	1年以内

※一定の基準：「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）中の別表に規定する「1寸法」及び「2重量」の各表をいう。
（参考資料「現行通達」6～7ページ参照）

3. スケジュール

平成21年5月より施行することを予定しています。